

放課後児童クラブの運営の在り方に関する方針（案）

1 背景、現状の取組及び運営上の課題

本市では、これまで、待機児童解消に向けた放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の新規開設等の量的拡充を最優先に取り組んできた結果、平成28年12月に待機児童が解消されて以降、現在まで待機児童ゼロを継続している。一方で、利用ニーズを踏まえた開設時間の延長や特別な支援を要する児童に対する放課後児童支援員（以下「支援員」という。）の加配対応等、質的拡充にも取り組んできたところであるが、近年の児童クラブの箇所数の増加に伴い、安定的な人材確保や支援員の資質向上、均質かつ良質なサービス提供等の面において課題が生じている。

また、児童にとって放課後や長期休業日等に長い時間を過ごす児童クラブは、自主的な学習への取組や基本的な生活習慣を培う生活の場であるとともに、異なる年齢や発達の状況にある仲間と一緒に、集団活動における役割やルールを学び、多様な社会的経験が可能となる貴重な場でもある。

昨今の子どもの生活の状況を見ると、習い事や塾などで忙しく、ゆっくりと家で過ごす時間が少なくなっていることや、様々な体験機会が不足していることが課題となっている。これらに関連して、利用児童や保護者からは、「外での活動を含めた多様な遊びや行事等の提供」、「集団で過ごす活動や体験の充実」、「自由に過ごすことができる時間の充実」を望む声が多い状況にある。

こうしたことから、今後は児童がより充実した放課後を過ごすことができるよう、さらなる質的拡充の取組を進めていく必要がある。

なお、運営面に関しては、平成29年度行政評価において、「他都市では民間で運営している事例も多く、外部委託等効率的な運営方法について検討すること」とされている。

2 目指すべき方向性

上述した背景などを踏まえ、児童クラブの今後目指すべき方向性として、児童が安心して楽しく放課後の時間を過ごすことはもとより、児童の主体性を尊重しながら、集団における遊びや生活を通して、「子どもの豊かな人間性や社会性を育む」、「子どもの自主性や自律性を育む」ことに重点を置き、取組を進めていくものとする。

【目指すべき方向性における視点】

- ・ 子ども一人ひとりの経験や学びの機会をどのように充実させるか
- ・ 集団における遊びや生活を通して、どのような育成支援を行うか
- ・ 子どもたちが安心して放課後を過ごすことができる場、学校とは異なる人間関係を築くことができる場として、児童クラブが機能しているかどうか



【視点を踏まえ推進する取組】

- ① 提供するプログラムに関すること
 - ・ 発達段階に応じた児童の興味・関心に配慮し、体験活動等を取り入れた豊かな人間性、自主性等を育む多様なプログラム提供
 - ・ 巡回等の体制強化による提供プログラムの均質化・良質化
- ② 支援員の専門性に関すること
 - ・ 支援員に求められる専門性と人材育成の視点を持った研修体制の構築
 - ・ 現場の実態を把握し、活動内容や児童への支援の質の向上に繋げる巡回指導体制の確立
- ③ 運営の安定化に関すること
 - ・ 支援員の労働時間等の弾力的な設定と雇用の安定化
 - ・ 支援員の処遇向上等による幅広く良質な人材の確保

3 今後の運営の在り方

現状の運営における課題に対し、民間事業者の知識や経験、手法を活かしながら、利用児童の興味・関心に配慮し、体験活動などを取り入れた提供プログラムの構築、また、支援員の資質向上を図り、児童クラブの質的拡充を目指すための運営手法として、民間委託を導入する。

4 民間委託に関する基本的な考え方

(1) 市の責務

市は児童クラブの設置主体として、受託者において適切に児童クラブ運営が行われ、質的拡充が図られるよう必要な措置を講じる責務を負う。

項目	内容
ア 情報提供, 説明, 相談	利用者からの相談に適切に応じ、丁寧な説明や情報提供等に努める。
イ 受託者への運営の引継ぎ	受託者への引継ぎが円滑に行われるよう、十分に配慮し必要な対応をとる。
ウ 運営状況の把握	提供プログラムをはじめ、特別な支援を要する児童への対応状況、支援員の処遇に配慮しているかなど、適正に運営が行われているか適宜把握する。
エ 関係者との連携	円滑な運営に向け、家庭、学校、地域、受託者と連携を図るとともに、適宜必要な調整を行う。
オ 運営に関する苦情対応	利用者、支援員等からの苦情を適切に受け、早期解決を図る。
カ 委託運営の検証	契約の履行状況の確認、利用者からの意見徴取、自己評価、第三者評価等の総合的な視点から、委託運営による効果を検証する。

(2) 受託者の責務

受託者は児童クラブの運営主体として、次に掲げる事項に沿って事業を運営する責務を負う。

- ア 事業の目的を十分に理解し、児童の育成支援や安全の確保を図るとともに、児童が安心して利用できる環境づくりに努めること。
- イ 公平で公正な運営を行うとともに、利用者の心情や家庭環境等に配慮し、きめ細かなサービスの提供に努めること。
- ウ 家庭、学校、地域、市との連携を図り、適切に運営すること。
- エ 適切な労務管理を行い、支援員の雇用の安定化を図ること。
- オ 放課後児童健全育成事業に関する関係法令等を遵守すること。

- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・ 「放課後児童クラブ運営指針」の策定について（平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号）
- ・ 旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年旭川市条例第 47 号）
- ・ 旭川市放課後児童クラブの運営に関する条例（平成 29 年旭川市条例第 31 号）
- ・ 旭川市放課後児童クラブの運営に関する条例施行規則（平成 29 年規則第 18 号）
- ・ その他の関係法令等

5 委託の方法

現在公設公営で運営する児童クラブについて、一定規模のブロックに分割した上でブロックごとの業務委託とし、委託の時期に関しては、直営と委託運営において、実施内容や支援員の処遇等に差が生じないように全ブロック一斉の実施とする。

なお、旭川小児童クラブに関しては、旭川小第二児童クラブが既に、社会福祉法人が運営する認定こども園の施設内において委託運営されていることから、当該法人による一体的な運営も含めて検討する。

(1) 委託期間

児童クラブの安定的・計画的な運営を図るため5年間とする。

なお、契約締結の日から委託運営開始前日までは受託者の準備期間とし、現行の運営体制の把握、支援員の雇用・研修、各種調整等、実施に向けた体制を構築する。

(2) 委託の対象業務

- ・児童クラブの運営業務全般（児童の育成支援，日常業務，学校との日常的な連絡調整等）
- ・入会関係書類の配布，受付
- ・児童クラブ費の管理
- ・支援員の採用，労務管理等

※市においては，入会関係書類の審査及び入会決定，運営負担金徴収，施設・設備管理，児童クラブの開設・閉鎖等を行う。

(3) 受託者の選定方法

本市が目指そうとする児童クラブの質的拡充に資する事業者の選定が可能であることから，公募型プロポーザル方式とする。

(4) ブロックの規模

運営規模と事業者の参加機会を考慮し，10校程度を1単位とした4ブロックの分割とする。

6 今後のスケジュール（案）

年度	内容	時期
2019	■実施方針策定	4月～5月
	■関係者周知（利用者，支援員，学校）	5月～7月
	■審査会①（設置，実施要領，審査方法，評価基準の審議・決定）	6月
	■公募実施（説明会，参加表明書受付，企画提案書受付）	6月～8月
	■審査会②（企画提案書審査，ヒアリング実施・評価，受託候補者決定）	8月
	■契約締結（仕様書作成，見積書徴収，契約締結，結果公表）	9月～10月
	■関係者周知（利用者，支援員，学校）	10月～11月
	■準備期間（業務引継，支援員雇用・研修，利用者対応）	11月～3月
2020	■委託による運営開始	4月